

改正

昭和46年 9月25日条例第27号

昭和47年 6月26日条例第32号

昭和48年 9月20日条例第43号

昭和49年 9月27日条例第36号

昭和53年 3月31日条例第12号

昭和54年 3月26日条例第13号

昭和55年 3月29日条例第10号

昭和57年 3月30日条例第12号

昭和60年 3月28日条例第 7 号

昭和61年 9月27日条例第34号

昭和62年 3月26日条例第12号

昭和63年 3月28日条例第12号

昭和63年 9月29日条例第26号

平成元年12月26日条例第32号

平成 2 年12月26日条例第16号

平成 3 年 3月15日条例第10号

平成 4 年12月24日条例第27号

平成 5 年 6月24日条例第16号

平成 7 年12月27日条例第19号

平成 8 年12月25日条例第33号

平成 9 年12月22日条例第20号

平成10年12月22日条例第26号

平成13年12月28日条例第21号

平成16年12月27日条例第25号

平成17年 3月30日条例第17号

平成19年 3月15日条例第17号

平成20年 9月29日条例第24号

平成23年 9月29日条例第10号

平成25年 3月28日条例第13号

平成25年 9月30日条例第20号

平成26年 3月28日条例第 7号

平成26年 6月30日条例第14号

平成27年 6月30日条例第14号

## 大和市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積)

第2条 本市の都市計画区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、大和市緑の基本計画に定める目標値（6.9平方メートル）とする。

(都市公園の配置及び規模)

第3条 市長は、次に掲げる都市公園を設置するときは、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、規則で定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

2 市長は、次に掲げる都市公園を設置するときは、容易に利用することができるよう配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

(1) 主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園

(2) 主として運動の用に供することを目的とする都市公園

(3) 1つの市町村の区域を越える広域の利用に供されることを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供される都市公園

3 前2項に掲げる都市公園以外の都市公園を設置するときは、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮できるように配置し、その面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積割合)

第4条 1つの都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

(都市公園移動等円滑化基準)

第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する特定公園施設は、高齢者、障がい者等の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

(行為の制限)

第6条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法の定めるところにより許可を受けた者は、この限りでない。

(1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 公園内にみだりに車馬を乗り入れること。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか、都市公園の管理上支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、都市公園の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第9条 市の管理する公園施設で有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第1のとおりとする。

(公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項)

第10条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)
  - イ 設置の目的
  - ウ 設置の期間
  - エ 設置の場所
  - オ 公園施設の構造
  - カ 公園施設の管理の方法
  - キ 工事实施の方法
  - ク 工事の着手及び完了の時期
  - ケ 都市公園の復旧方法
  - コ その他市長が指示する事項
- (2) 公園施設(有料公園施設を除く。)を管理しようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長が指示する事項

( 占用の許可申請書の記載事項 )

第11条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事实施の方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧の方法
- (6) その他市長が指示する事項

( 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更 )

第12条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの  
( 設計書等 )

第13条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

( 使用料の額及び徴収方法 )

第14条 法第5条第1項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、許可の際、徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用の許可を受けた期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。
- 4 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者から徴収する使用料については、大和市道路占用料徴収条例（昭和28年大和町条例第3号）第2条の規定を準用する。

（使用料の還付）

第15条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（監督処分）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市長がこの条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による市長の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項  
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を大和市公告式条例(昭和31年大和町条例第7号)に定める掲示場(以下「掲示場」という。)に掲示し、又は規則で定める方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、閲覧に供しなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第22条 市長は、前条本文の規定による競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状及び数量その他規則で定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第23条 市長は、法第27条第4項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により保管した工作物等(法第27条第6項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にそ

の氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、返還するものとする。

(届出)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了した場合
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止した場合
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復した場合
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した場合
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合

(指定管理者による管理)

第25条 別表第1に定める都市公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- (2) 有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (3) 都市公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の公募等)

第27条 市長は、指定管理者に都市公園の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 都市公園の概要
- (2) 申込期間



- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、都市公園の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であって、第29条各号に掲げる選定の基準に照らし、都市公園の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる。

（指定管理者の指定の申込み等）

第28条 前条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に都市公園の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による選定に当たり提出させる書類について準用する。

（選定基準）

第29条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 都市公園を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 都市公園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 都市公園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 都市公園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

（選定の結果の通知）

第30条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第27条第2項の規定による選定を行ったときについて準用する。

（再選定等）

第31条 市長は、前条第1項の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選

定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第29条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、都市公園の管理を行うことが不相当であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第27条第1項の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(指定管理者の指定等)

第32条 指定管理者の指定は、被選定団体について、地方自治法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第33条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第34条 指定管理者は、市長と都市公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 管理業務報告に関する事項

(5) 管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(9) その他市長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出等)

第35条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、都市公園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命

ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 都市公園の管理業務の実施状況
- (2) 有料公園施設の利用料金の収入の実績
- (3) 都市公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項  
(指定の取消しの告示等)

第36条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第27条第1項の規定による次回の公募に申し込むこと及び同条2項の規定による次回の指定管理者の候補者となることができない。

(指定管理者による利用の禁止又は制限)

第37条 指定管理者は、都市公園の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(供用日等)

第38条 有料公園施設の供用日及び供用時間(以下「供用日等」という。)は、次のとおりとする。

(1) 供用日 次に掲げる日を除く毎日

ア ゆとりの森芝生グラウンド 1月1日から4月28日まで及び12月29日から同月31日まで

イ ゆとりの森テニスコート、ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場及びゆとりの森仲良しプラザ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ ゆとりの森バーベキュー広場

(ア) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(イ) 1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの月曜日から金曜日まで  
(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

(ウ) 3月1日から11月30日までの月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その休

日の直後の休日でない日

エ ゆとりの森駐車場 休業日なし

オ その他の有料公園施設

(ア) 月曜日(引地台温水プールにあっては、7月20日から8月31日までを除く。)。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その休日の直後の休日でない日

(イ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 供用時間

ア 大和スタジアム 午前9時から午後9時まで

イ 引地台温水プール

(ア) 1月4日から7月19日まで及び9月1日から12月28日まで 午前10時から午後8時まで

(イ) 7月20日から8月31日まで 午前9時30分から午後8時まで

ウ 引地台野外音楽堂 午前9時から午後5時まで

エ 慈緑庵 午前9時から午後8時30分まで

オ ゆとりの森芝生グラウンド

(ア) 4月29日から6月14日まで及び9月16日から12月28日まで 午前9時から午後5時まで

(イ) 6月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで

カ ゆとりの森テニスコート、ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場(専用利用に限る。)及びゆとりの森仲良しプラザ 午前9時から午後9時まで

キ ゆとりの森バーベキュー広場

(ア) 1月4日から6月30日まで及び10月1日から12月28日まで 午前9時から午後4時まで

(イ) 7月1日から9月30日まで 午前9時から午後5時まで

ク ゆとりの森駐車場 終日

ケ その他の有料公園施設

(ア) 1月4日から6月14日まで及び9月16日から12月28日まで 午前9時から午後5時まで

(イ) 6月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、供用日等を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第39条 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第40条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の利用の承認をしない。

- (1) 有料公園施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 有料公園施設を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の承認の取消等)

第41条 指定管理者は、第39条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を中止若しくは変更することができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第39条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 利用承認後、前条第1号から第3号までのいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

(利用料金)

第42条 利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。ただし、引地台温水プール及び慈緑庵の利用者が既に納付した利用料金に係る利用時間を超えて利用した場合の利用料金(以下「超過利用料金」という。)並びにゆとりの森駐車場の利用料金については、利用後に徴収する。

2 利用料金は、別表第3に掲げる範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定

める。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第43条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第44条 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第45条 利用者は、承認を受けた目的以外に有料公園施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第46条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、都市公園の施設又は設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、施設等の利用を終わったときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

第41条第1項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。

(損害賠償義務)

第47条 指定管理者又は利用者若しくは利用者の利用目的に応じて入場した者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第48条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び都市公園の業務に従事している者は、都市公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事して

いる者がその職を退いた後においても同様とする。

( 情報公開 )

第49条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

( 都市公園の区域の変更及び廃止 )

第50条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

( 公園予定区域及び予定公園施設について準用 )

第51条 第6条から第24条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

( 罰則 )

第52条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

- ( 1 ) 第6条第1項又は第3項（前条において、これらの規定を準用する場合も含む。）の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者
- ( 2 ) 第7条（前条において、これらの規定を準用する場合も含む。）の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- ( 3 ) 第17条第1項又は第2項（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

2 偽りその他不正の手段により使用料又は利用料金の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

( 両罰規定 )

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の過料を科する。

( 公園管理者の権限の代行 )

第54条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第52条及び前条の規定の適用については、市長とみなす。

( 委任 )

第55条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年条例第13号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第10号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。（昭和55年規則第24号で昭和55年7月1日から施行）

附 則（昭和57年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定（備考を加える部分を除く。）は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の大和市都市公園条例別表第2、(4)有料公園施設の使用料の表の備考の規定は、昭和57年4月1日以後に有料公園施設の使用を許可したのから適用する。

附 則（昭和60年条例第7号）

この条例は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第34号）

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第12号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。



附 則（昭和63年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市都市公園条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市都市公園条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成元年条例第32号）

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第16号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（平成3年規則第2号で平成3年2月1日から施行）

附 則（平成3年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市都市公園条例の規定は、平成3年2月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第27号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市都市公園条例の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年条例第19号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2(4)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の有料公園施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前の有料公園施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第33号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2(1)公園施設の設置許可による土地又は管理許可による施設の使用料の表及び同表(2)第2条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公園施設の設置若しくは管理を許可したもの及び第2条第1項各号に掲げる行為を許可したものについて適用し、施行日前にこれらの許可をしたものにつ

いては、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第26号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大和市保健福祉センター条例別表1 基本使用料の表の規定及び第2条の規定による改正後の大和市都市公園条例別表第2(3) 有料公園施設の使用料の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大和市都市公園条例第5条第3項の規定により受けた有料公園施設の使用に係る許可であって、第2条の規定の施行の日以後の使用に係るものは、第2条の規定による改正後の大和市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第35条第1項の規定により受けた承認とみなす。

3 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第23条から第28条まで及び第32条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第10号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日条例第13号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第 3 備考第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市都市公園条例（以下この項において「新条例」という。）別表第 3 の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

附 則（平成26年 3 月28日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の大和市都市公園条例の規定によりなされている処分その他の行為は、改正後の大和市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（大和市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 大和市都市公園条例の一部を改正する条例（平成25年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年 6 月30日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第 3 の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

附 則（平成27年条例第14号）

この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 9 条、第 25 条関係 )

有料公園施設の属する都市公園の名称	有料公園施設の名称
つきみ野 1 号公園	つきみ野野球場
引地台公園	大和スタジアム
	引地台温水プール
	引地台野外音楽堂
宮久保公園	宮久保野球場
	宮久保スポーツ広場
多胡記念公園	慈緑庵
大和ゆとりの森	ゆとりの森芝生グラウンド
	ゆとりの森テニスコート
	ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場
	ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場
	ゆとりの森バーベキュー広場
	ゆとりの森仲良しプラザ
	ゆとりの森駐車場

別表第 2 ( 第 14 条関係 )

( 1 ) 公園施設の設置許可による土地又は管理許可による施設の使用料

行為の区分	金額
公園施設の設置	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 ( 昭和 43 年大和市条例第 9 号 ) 第 2 条から第 6 条までの規定を準用して算出した額
公園施設の管理	

( 2 ) 第 6 条第 1 項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
露店	1 日 1 平方メートルにつき	150 円
行商	1 日につき	300 円

臨時に会費を徴収して写真コンテスト又は撮影会を行うこと	1日につき	3,000円
業として行う映画の撮影又は興行	1日につき	6,000円
展示会、博覧会その他これらに類する行為	1日1平方メートルにつき	6円

別表第3（第42条関係）

有料公園施設の利用料金の上限額

有料公園施設の名称	単位		金額		
つきみ野野球場	1時間につき		500円		
大和スタジアム	グラウンド	1時間につき	職業人	9,000円	
			社会人	5,000円	
			大学生	4,000円	
			小人 (中学生以下)	1,000円	
			上記以外の者	2,500円	
	室内練習場		1時間につき	1,000円	
	会議室	全室	1時間につき	200円	
		2分の1室		100円	
	本部室		1時間につき	300円	
	照明設備	全点灯	30分につき	5,000円	
半点灯		3,000円			
スコアボード		1時間につき	1,000円		
放送設備		1時間につき	300円		
引地台温水プール	4月1日から6月30日まで及び9月1日から9月30日までの期間にあっては1回につき、7月1日から8月31日まで		大人	400円	
			小人 (中学生以下)	200円	

	の期間にあつては2時間につき		3歳未満	無料
	上記以外の期間は1回につき		大人	300円
			小人 (中学生以下)	100円
			3歳未満	無料
引地台野外音楽堂	1時間につき			250円
宮久保野球場	1時間につき			500円
宮久保スポーツ広場	1時間につき			500円
慈緑庵	茶室又は書院のいずれか		午前又は午後	3,300円
			夜間	4,000円
			昼間	6,100円
			昼夜	6,800円
			全日	9,400円
	茶室及び書院の両方		午前又は午後	5,800円
			夜間	7,500円
			昼間	11,400円
			昼夜	13,300円
			全日	18,800円
ゆとりの森芝生グラウンド	2分の1面		1時間につき	大人 1,400円 小人 (中学生以下) 700円
ゆとりの森テニスコート	1面		1時間につき	500円
	照明設備	1面	1時間につき	400円
ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場	1面		1時間につき	4,000円
	照明設備	1面	1時間につき	3,500円
ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場	専用利用	1面	1時間につき	2,000円
	個人利用		1回につき	大人 200円 小人 (中学生以下) 100円

			未就学児	無料
	照明設備	1面	1時間につき	500円
ゆとりの森バーベキュー 広場	バーベキュー サイト	1サイト	1日につき	1,500円
	バーベキュー サイト(屋根 付)	1サイト	1日につき	2,000円
ゆとりの森仲良しプラザ	多目的ルームA		1時間につき	200円
	多目的ルームB		1時間につき	300円
	ロッカー		1回につき	100円
	シャワー		1回につき	100円
ゆとりの森駐車場	普通車		30分を超え1 時間まで	100円
			最初の1時間 を超え、1時間 までごと	上記の金額に100円を加算す る(入場から1回当たりの1 日の上限を600円とする。)
	大型車		1回につき	1,500円

#### 備考

- 1 利用料金を徴収する場合に30分を単位としているものについては30分未満の場合も30分と、1時間を単位としているものについては1時間未満の場合も1時間と、2時間を単位としているものについては2時間未満の場合も2時間とみなして計算する。
- 2 大和スタジアムを入場料その他これらに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収し、営利を目的として利用する場合の利用料金は、通常支払うべき利用料金に入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 社会人とは、公益財団法人日本野球連盟に加盟している団体をいう。
- 4 大学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は同法第82条の3第3項に規定する専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)に在籍する者のみで構成する団体のうち、同一大学等内において組織されたものであって、その団体名にその在籍する大学等の名称を付したものをいう。

- 5 大和スタジアムの室内練習場の利用料金については、グラウンドと同時に利用する場合には徴収しない。
- 6 引地台温水プールの7月1日から8月31日までの期間における超過利用料金については、利用時間を超えて利用した時間30分につき、通常支払うべき額の4分の1の額とする。
- 7 慈緑庵の各单位における利用時間は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
  - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
  - (3) 夜間 午後5時から午後8時30分まで
  - (4) 昼間 午前9時から午後4時30分まで
  - (5) 昼夜 午後1時から午後8時30分まで
  - (6) 全日 午前9時から午後8時30分まで
- 8 慈緑庵の超過利用料金については、利用時間を超えて利用した時間1時間につき、午前の単位で利用承認を受けた場合においては、午後の単位の利用料金に100分の30を乗じて得た額とし、午後又は昼間の単位で利用承認を受けた場合においては、夜間の単位の利用料金に100分の30を乗じて得た額とする。
- 9 本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市内の事業所等の団体以外が有料公園施設（引地台温水プール、慈緑庵、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場（個人利用に限る。）、ゆとりの森バーベキュー広場、ゆとりの森仲良しプラザ及びゆとりの森駐車場を除く。）を利用する場合の利用料金は、通常支払うべき額の倍額とする。
- 10 この表において「普通車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって二輪自動車又は乗車定員11人以上であるバス型の自動車でないものをいい、「大型車」とは、同条に規定する普通自動車で乗車定員11人以上であるバス型のものをいう。
- 11 ゆとりの森駐車場に引き続き午前零時を過ぎて駐車した場合は、それまでの合計額に、普通車については、午前零時以降の1時間までごとに100円を加算し、その日の加算額は600円を上限とするものとし、大型車については、1,500円を加算するものとする。